

# 平成30年第10回

## 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年10月26日  
13時30分～14時10分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

## 平成30年第10回海老名市農業委員会定例総会議事録

平成30年10月26日「平成30年第10回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 加藤 晃	3番 清水 澄雄	4番 瀬戸 正己
5番 小島 富士男	6番 平井 敬	7番 加藤 忠晴	8番 竹内 章人
9番 尾上 富夫	10番 井出 彰	11番 木島 稔	12番 森 征男
13番 齋藤 孝一	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 中山 勇	16番 塩脇 勉	17番 新戸 和夫	18番 守屋 福夫
19番 宮台 孝治	20番 細川 英治		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、主査 加藤 謙次、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第44号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 農地利用最適化推進委員募集要項及び推薦様式について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後 1 時 3 0 分)

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。また、農地利用最適化推進委員の6名も全員出席しております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、5番委員と6番委員を指名させていただきます。

それでは、4. 報告事項の3ページ、4ページの(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した。)

【議 長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお願い申し上げます。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 報告事項でございますから、この程度にさせていただきたいと思えます。

本日は傍聴希望者がおります。農業委員会会議規則第14条では、委員会の会議は公開すると規定されておりますので、規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を認めます。

それでは、会議を進めたいと思えます。

これより5の付議事項に入ります。

議案書6ページ、日程第1、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号15、16について、関連がありますので、一括して事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、



ん、子の■■■さんとその妻の■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、■■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は54年、農業従事日数は、年間200日、■■■さんの妻の■■■さんの農業経験年数は45年、農業従事日数は、年間130日、■■■さんの子の■■■さんの農業経験年数は25年、農業従事日数は、年間300日、■■■さんの妻の■■■さんの農業経験年数は15年、農業従事日数は、年間200日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、防除機3台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】 本件は25日に視察してきましたが、田もきれいに作付されて、稲刈りが終わったところでございます。畑もきれいに作付されておりました。よって、別に問題ないと思ひます。

以上です。

【議長】 それでは、質疑をお受けさせていただきます。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきますが、採決のほうは受付番号15、16と別々にさせていただきたいと思ひます。

それでは、受付番号15について、賛成の方の挙手をお願いいたしま

す。

(挙 手)

【議 長】 全員賛成でございます。よって、承認とさせていただきます。  
次に、受付番号16について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手賛成でございます。よって、承認とさせていただきます。  
次に、議案書7ページ、日程第2、議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第4条では、農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されています。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号3、申請地は、門沢橋■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■■■■平米のうち■■■■■■■■平米です。現況は、市街化調整区域の畑です。転用者は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■■、転用の目的は、自己住宅（農家住宅）です。現地の案内図は、資料2-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、全体平面図、排水計画図、断面図、配置図、求積図、建物の平面図、立面図をお配りしております。  
以上でございます。

【議 長】 続きまして、地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 既存の住宅については、■■■さんは、母屋を壊して用途を変更するというようなことでございます。また、新築の住宅については、既存の倉庫、住宅がありますので、農家住宅を移転するという格好で、何ら問題はないと思います。  
以上です。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 査】 申請人である■■■さんが自己住宅を移転するために農地転用したいという申請です。■■■さんは、これまで申請地から北西に200メートルほどの県道の沿道にお住まいでしたが、1人で暮らすには住宅が広いため、

掃除や固定資産税の負担が大きく、維持管理が困難となり、建物が老朽化していることもあって、住宅を移転させることとしたそうです。■■さんが所有している土地で移転先を考えたところ、市街化区域内に関しては、事務所、駐車場、賃貸マンションとして使われてしまっており、今回、市街化調整区域での申請に至ったそうです。もともとお住まいだった住宅は既に取り壊しがされており、現在は八王子市のご兄弟の家に一時的に住まわせてもらっているとのこと、門沢橋の住宅跡地は、新しく店舗として貸すという予定になっております。

資料 2-1 をご覧ください。農地の立地基準は、第 3 種農地です。これは、市街化区域の住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしていることから判断できます。第 3 種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。なお、案内図の中で、申請地の左上側に隣接して「農業用施設用地として転用済」と斜線で示している部分がありますが、これは、平成 28 年第 11 回定例総会において、2 アール未満の農業用施設用地として転用する旨をご報告した土地になりまして、既に農地ではなくなっている土地でございます。今回の申請地は、この転用済みの農業用施設用地に隣接しており、転用後は住宅と倉庫の敷地を一体として利用するような形になります。

資料 2-2 の全体平面図をご覧ください。既存の農業用倉庫も含めた住宅建築後の建物の配置を示した図になります。図は、上が北となっております。申請地全体を整地、転圧し、場所により、碎石や透水性のアスファルトで舗装し、建築面積、95.6 平米の住宅を建築する計画です。

続いて、資料 2-3 をご覧ください。申請地の南側、東側は、申請者自身の畑と隣接しており、舗装しない部分と碎石舗装する部分は御影石、またはコンクリートブロックで土どめを設置し、透水性アスファルトで舗装する部分は、地先境界ブロックを設置します。西側は、市道 642 号線と接しており、御影石の土どめを設置します。北側は市道 641 号線と接しており、こちらから出入りする計画です。

続きまして、断面をご覧ください。資料はそのまま 2-3 をご覧ください。少し小さいですが、図の右下に断面図がございます。上の AA´

断面が申請地が南北に、下のBB'断面が申請地を東西に切った図面になります。上のA断面をご覧ください。左側、北が市道と接しており、現況では申請地側が少し高くなっておりませんが、住宅への出入りに使用するため、高低差はなくなる計画です。右側、南は申請者自身の畑と接しており、高低差はなく、御影石またはコンクリートブロック1段を設置する計画となっております。下のB断面をご覧ください。左側、西が市道と接しており、高低差はなく、御影石を設置して土どめとする計画です。右側、東は申請者自身の畑と接しており、高低差はなく、場所により、御影石またはコンクリートブロック1段を設置するか、地先境界ブロックを設置して、区切りとする計画です。御影石またはコンクリートブロックの土どめは、頭が10センチ出る計画です。これらにより、土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

続きまして、資料2-4をご覧ください。雨水及び汚水の排水計画についてです。雨水につきましては、図面の中ほど、住宅と倉庫の角の部分に四角に×印の表示がございますが、こちらが雨水浸透ますになります。また、住宅の南側、図面の下側には浸透トレンチを埋設し、これらにより敷地内浸透処理をする計画です。汚水につきましては、既存の農業用倉庫にトイレが設置されており、既に公共下水道に接続しております。住宅の汚水についても、同様に公共下水道に接続し、処理をする計画です。また、建物に関しましては、資料2-5に建物の平面図、資料2-6、2-7に建物の立面図をお配りしておりますので、こちらは参考にご覧ください。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

す。

以上でございます。

**【議長】** 現地調査班長の意見をお伺いいたします。11番委員。

**【11番委員】** これは申請地は一応農地として認められると思われま

す。土砂の流出等はコンクリートブロックなどで10センチ程度上へ出るということで、大丈夫だと思います。下水道のほうに排水するというので、問題ないと思われま





被害防除の図面を配付しておりますので、ご確認ください。

こちらの申請につきまして、特に問題はないと思われま

す。本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を発送します。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号3について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、(2)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号174について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 生産緑地の買い取り申し出に対し、市長が買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされています。農業委員会へこの斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号174、所在地は、浜田町■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか6筆、議案書のとおりです。案内図及び現地の写真は、別紙資料4-1と2をご覧ください。これらの農地につきましては、平成30年第8回定例総会におきまして、土地所有者の死亡という事由により、生産緑地の主たる従事者についての証明願いが提出され、証明の決定がされました。9月6日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買い取りの申し出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ております。斡旋につきましては、まずご自身でお考えいただき、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、希望さ

れる方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、11月21日の水曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を、11月22日、木曜日に海老名市の都市計画課へ事務局から報告させていただきます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございます。生産緑地番号174について、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページから15ページまでの(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号26から28までの3件と、農地法第5条の受付番号61から67までの7件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 農地を転用する際、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないことになっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書13ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成30年9月1日から9月30日までの間に届出がされたものです。受付番号26から28までの3件、田、1,054平米、畑、1,254平米、合計、2,308平米です。

続きまして、議案書14ページから15ページまでをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成30年9月1日から9月30日までの間に届出がされたものです。受付番号61から67までの7件で、田、2,449平米、畑、2,771平米、合計、5,220平米となっております。以上、これらにつきまして、

専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方、一括でお願い申し上げます。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号26から28までの3件と、受付番号61から67までの7件について、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書16ページ、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は農業委員会にその旨を届け出なければならないことになっています。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

議案書16ページをご覧ください。受付番号9は、大谷北の■■■■さんの死亡による相続です。受付番号9、権利を取得した者は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利を取得した日は、平成29年12月20日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、市街化区域外、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号9について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書17ページ、農地利用最適化推進委員募集要項及び推薦様式についてを案件といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局長】 お手元の別紙参考資料5をご覧ください。農業委員会等に関する法律第17条におきましては、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」というような規定がございます。また、その2項では、農業委員会は、推進委員を委嘱するときには、各推進委員が担当する区域を定めなければならないという規定がございます。

資料を見ていただきたいのですが、ここで来年4月からの最適化推進委員・農業委員募集に当たりまして、要項をお示しさせていただきたいと思っております。今説明しましたとおり、前回、担当区域につきましては、市内全域ということで指定させていただいたのですが、先ほどの法律にありますとおり、担当する区域を定めなければならないという規定がございます。海老名市は法律が改正して初めての制度移行ということもありまして、市内全域で募集しておりましたけれども、その後、各市で制度が取り入れられて、地域を指定しなければならないということに沿った運用をしてほしいということもございますので、今回、定数は今までどおり6名でございます。ここに募集人数6名と書いてございます。担当区域につきましては、今まで皆様に議論していただきました内容に沿う形で、北部、ここに書いてあるところで2名、南部、4名ということで、面積的にも100ヘクタールに1名というような基準もございますので、面積的にも合致しております。また、地元の生産組合等の区割りにも合致しておりますので、この形で実施したいと考えてございます。あとは、ここに書いてありますとおり、任期につきましては、3年間で、あとの内容につきましては、今までと変更はございません。

参考に、3ページから8ページまで、推薦用紙案3種類がついております。まず1つ目の3ページの様式1というのが、個人の推薦ということで、推薦する農業者3名の方が推薦人となりまして推薦をする方法が様式

1 というものでございます。5 ページ、6 ページにあります様式 3 というのが、こちらは団体等からの推薦ということで、地元の生産組合ですとか、農業者が組織する各種団体からの推薦用の様式となります。あと最後に、7 ページ、8 ページについてありますのが様式 4-2 ということで、こちらは公募の場合の応募用紙になります。応募期間につきましては、いずれも 12 月 1 日から 12 月 27 日を予定しております。

以上でございます。

【議長】 今、事務局から説明がございました。質疑のある方、いらっしゃいますか。

【2 番委員】 地区の区分など、前の役割と違うところはあるんですか。

【事務局長】 この後また、その他案件で、地図上の資料でお示ししますが、区分的には変更はないです。

【2 番委員】 区分は北と南だけですか。

【事務局長】 今までは市内全域ということで 1 区分だったのですけれども、それを大きく 2 つに分けたということです。

【2 番委員】 区分が、知っているものとちょっと感じが違うような気がしますが、後で確認します。

【事務局長】 後でまた詳しく説明できればと思います。

【議長】 ほかにいらっしゃいませんか。

【4 番委員】 応募用紙を見ましたが、農業委員と推進委員のバランス調整がしにくくなるのではないかと思います。推薦用紙とか書く場合、前回のときも調整でかなり四苦八苦していたものですから、これをやるとまた農業委員と推進委員と両方出さなきゃいけなくなってしまいますので、その点を考慮して、この様式はどうかと思っているんです。

【事務局長】 前回の応募様式は、両方に丸をつけられるような形になっておりました。今回の様式につきましては、例えば 7 ページを見ていただくと、これは最適化推進委員の応募様式なのですけれども、7 ページの一番下には、農業委員さんのほうに応募していますか、していませんかという印をつけていただくようにしています。ですから、両方応募するということになると、農業委員さんのほうの用紙も書いていただくということになってしま

います。それはまた検討いたします。

【4番委員】 認定農業者の関係とかも踏まえてあると思ったんです。

【2番委員】 これは農業委員会が募集するんですよね。

【事務局長】 最適化推進委員は農業委員会が委嘱することになっています。

【2番委員】 だから、募集も農業委員会が募集するということですね。

【事務局長】 募集は同時に行います。

【2番委員】 農業委員の募集の主体はどこになりますか。

【事務局長】 市長部局になります。

【2番委員】 市でしょう。最適化推進委員は農業委員会が募集するということですよ。

【事務局長】 時期をずらして募集することもできますが、前回と同様、同じ時期に募集をしたいと思っています。

【2番委員】 これ、推薦方法が3種類あるでしょう。個人と団体と自分か、この3種類というのは、農業委員も同じように3種類のやり方なんですか。

【事務局長】 そうです。

【議長】 ほかにいらませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑がないようでございますので、農地利用最適化推進委員募集要項及び推薦様式については了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かありますか。ありませんか。

ないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は議案も少なく、1時間ちょっとで終わりました。刈り取りも全て海老名耕地は終わりましたので、あと、年内1回、2回の会合があると

思います。本日はどうもありがとうございました。

(終了 午後2時10分)